

# 遺族年金と障害年金

もしもの  
ときの  
ために

家計を担っていた方が亡くなる、障害状態になる、といったとき、支えとなるのが遺族年金や障害年金です。そのあらしをご説明します。監修/社会保険労務士 望月厚子

## 遺族年金とは

遺族年金は、国民年金または厚生年金保険の加入者（または加入者だった方）が亡くなったとき、その方によって生活を支えられていた遺族が受け取る年金です。遺族基礎年金と遺族厚生年金の2種類があります。

遺族の種類	故人が加入していた年金	
	国民年金のみ	厚生年金保険
子のいる配偶者※1	遺族基礎年金	遺族基礎年金+遺族厚生年金
子※2	遺族基礎年金	遺族基礎年金+遺族厚生年金
その他の遺族	寡婦年金または死亡一時金	遺族厚生年金

※1 以前は「子のいる妻」でしたが、平成26年4月1日から「子のいる配偶者」に改正されました。  
 ※2 遺族年金でいう「子」とは、18歳に到達する年度の末日（3月31日）を超えていない方のこと。または、20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある方。

## 遺族基礎年金

**対象者** 故人の子または子のいる配偶者

**受給要件**（死亡時にいずれかを満たしていること）

- 国民年金の被保険者
- 国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満で、日本国内に住所がある
- 老齢基礎年金の受給権者であった
- 老齢基礎年金の受給資格を満たしていた

**保険料納付要件** ※年金額は令和5年度価額の新規裁定の場合。

- 受給要件①②に当てはまる場合…死亡日の前日に、保険料の納付済期間や免除期間が、国民年金加入期間の3分の2以上あること。死亡日が令和8年3月末日までで、死亡した方が65歳未満であれば、死亡月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよい。
- 受給要件③④に当てはまる場合…保険料の納付済期間や免除期間、カラ期間\*が合わせて25年以上あること。

**年金受給額** 子が受け取るとき

子のある配偶者が受け取るとき

795,000円 + 2人目以降の子の加算額

795,000円 + 子の加算額

## 遺族厚生年金

**対象者** 勤めていた方の遺族

**受給要件**（死亡時に以下のいずれかを満たしている）

- 厚生年金の被保険者
- 死亡の原因となった病気やけがの初診日が厚生年金の被保険者期間であり、初診日から5年以内に死亡した
- 1級・2級の障害厚生（共済）年金を受け取っていた
- 老齢厚生年金の受給権者だった
- 老齢厚生年金の受給資格を満たしていた



**保険料納付要件**

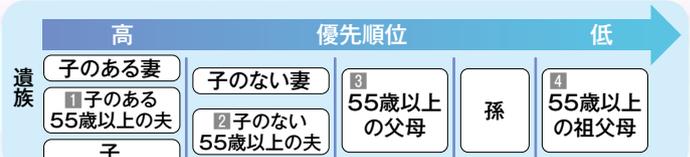
- 受給要件①②に当てはまる場合…死亡日の前日に、保険料の納付済期間や免除期間が、国民年金加入期間の3分の2以上あること。死亡日が令和8年3月末日までで、死亡した方が65歳未満であれば、

- 死亡月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよい。
- 受給要件④⑤に当てはまる場合…保険料の納付済期間や免除期間、カラ期間\*の合計が25年以上あること。

**年金受給額**

最大で、死亡した方の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3の額。受給要件①～③の場合、被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算します。

65歳以上で遺族厚生年金と老齢厚生年金の両方を受給できる場合は、まず、老齢厚生年金は全額支給され、遺族厚生年金は、老齢厚生年金に相当する額が支給停止となります。



\*子と孫については※2と同様

1～4は60歳から支給



## 厚生年金加入者の夫が亡くなった 18歳以上の子があるAさんの場合

受給開始時は子が18歳未満だったため、遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていたAさん親子ですが、現在は子が18歳到達年度の末日に達したため、遺族基礎年金を受給できなくなりました。そのかわり、Aさんが65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算を受給しています。

遺族  
厚生年金

+

中高齢  
寡婦加算

**中高齢寡婦加算**…妻が受ける遺族厚生年金には、以下の条件のいずれかを満たすと、40歳から65歳になるまでの間、594,500円(年額)が加算されます。

- ・夫が亡くなったとき、妻が40歳以上65歳未満で、子がいない。
- ・遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていたが、子が18歳到達年度の末日(障害の状態にある場合は20歳)に達したため、遺族基礎年金を受給できなくなった。



## 老齢厚生年金を受給していた 夫を亡くしたCさんが 65歳になった場合

老齢厚生年金を受給していた夫が亡くなった子のいないCさんは、65歳になるまでは夫の遺族厚生年金と自分の特別支給の老齢厚生年金を比較し、遺族厚生年金と中高齢寡婦加算を受給していました。65歳以降は、Cさん自身の老齢基礎年金と老齢厚生年金+夫の遺族厚生年金(自分の老齢厚生年金の額を引いたもの)+経過の寡婦加算を受け取るようになります。

遺族  
厚生年金

+

経過的  
寡婦加算

**経過的寡婦加算**…次のいずれかに当てはまる場合に加算されます。

- ・昭和31年4月1日以前生まれの妻に、65歳以上で遺族厚生年金の受給権が発生したとき(夫の厚生年金の加入期間に要件あり)。
  - ・中高齢寡婦加算を受給していた妻(昭和31年4月1日以前生まれ)が65歳に達したとき。
- 加算額は、生年月日によって594,500円～19,865円(年額)です。

※事例のケースは全て受給要件を満たしています。



## 国民年金の第1号被保険者期間 のみの夫が亡くなった 子のいないBさんの場合

国民年金の第1号被保険者期間のみの夫が亡くなった場合、子がいない妻は遺族基礎年金を受給できません。そのかわり、夫の保険料納付期間などが一定条件を満たしていれば、寡婦年金を60歳から65歳になるまでの間、受給できます。ただし、亡くなった夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受給していた場合は支給されません。寡婦年金を受給できない妻やその他の遺族(要件あり)は、死亡一時金を受け取れる場合があります。

### 寡婦年金

夫の国民年金第1号被保険者として保険料を納めた期間をもとに計算した老齢基礎年金額の4分の3の額。

または

### 死亡一時金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数に応じて120,000～320,000円。付加保険料を納めた月数が36月以上の場合は8,500円を加算。

## 未支給年金の請求ができることも

年金受給者が亡くなったときの、まだ受け取っていない年金や、亡くなったあとに振り込まれた年金のうち亡くなった月分までの年金を、「未支給年金」といいます。未支給年金は、故人と生計を同じくしていた遺族が受け取れます。受け取れる遺族とその優先順位は、(1)配偶者、(2)子、(3)父母、(4)孫、(5)祖父母、(6)兄弟姉妹、(7)甥や姪などの3親等内の親族です。



# 障害年金とは

病気やけがによって一定の障害状態になった場合に受給する年金。障害の原因となった病気やけがで初めて医師の診療を受けたとき（初診日）の公的年金加入状況や障害の状態によって、受給できる障害年金の種類が決まります。

## 障害基礎年金

障害の原因となった病気やけがの初診日が、国民年金に加入中、20歳前、日本国内に居住して年金に加入していない60歳以上65歳未満のいずれかで、障害等級表（1級・2級）による障害の状態にあり、保険料納付要件を満たしている場合、受給できます。

## 障害厚生年金

厚生年金加入中に初診日がある病気やけがで障害状態になったとき、保険料納付要件を満たしている場合に障害基礎年金に上乗せして受給できる年金です。障害の状態が2級よりも軽いときは3級の障害厚生年金が受給できます。

### こんな傷病が対象です

身体の障害だけでなく、以下の表のような内臓疾患や精神疾患でも障害年金を受け取れる可能性があります。

区分	主な傷病
眼の障害	白内障、緑内障、ブドウ膜炎など
聴覚、鼻腔機能、平衡機能、そしゃくや嚥下機能、音声または言語機能の障害	感音性難聴、突発性難聴、メニエール病、頭部外傷や音響外傷による内耳障害、失語症など
肢体の障害	上肢または下肢の切断、脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、関節リウマチなど
精神の障害	認知症、脳動脈硬化症に伴う精神病、アルコール精神病、そううつ病など
呼吸器疾患の障害	肺結核、じん肺、慢性気管支炎など
循環器疾患の障害	狭心症、心筋梗塞、高血圧性心疾患、慢性心包炎、リウマチ性心包炎など
腎疾患、肝疾患、糖尿病の障害	糖尿病、糖尿病性腎症、慢性腎炎、ネフローゼ症候群、肝硬変、肝がんなど
血液・造血器、その他の障害	悪性新生物（がん）、白血病、HIV、慢性疲労症候群、化学物質過敏症など

※各傷病において障害年金が認定されるための基準が定められています。

### 受給までの流れ

- ① 次のページで受給手続きや注意点について確認
- ② 年金事務所等へ行き、初診日における公的年金の加入及び保険料納付要件を確認してもらい、必要書類をもらう  
※提出が必要な書類は個人によって異なるため、この時点で確認しておきましょう。
- ③ 初めて診察を受けた病院と現在通っている病院が違う場合には、初めて診察を受けた病院で、②でもらった受診状況等証明書を作成してもらう
- ④ 現在通院している病院で、診断書（所定の様式あり）を作成してもらう
- ⑤ 請求書類一式を年金事務所等へ提出する

### 年金受給額（新規裁定の場合）

障害の等級	障害基礎年金	障害厚生年金
1級	993,750円＋子の加算額 <sup>※1</sup>	報酬比例の年金額×1.25＋配偶者の加給年金額（228,700円） <sup>※2</sup>
2級	795,000円＋子の加算額 <sup>※1</sup>	報酬比例の年金額＋配偶者の加給年金額（228,700円）
3級	—	報酬比例の年金額（最低保障額596,300円）
一時金 <sup>※3</sup>	—	報酬比例の年金額の2倍の額（最低保障額1,192,600円）

※1 子の条件は遺族年金と同様。

※2 障害年金を受給する方に生計を維持されている、65歳未満の配偶者がいるときに加算されます。報酬比例の年金額は、厚生年金期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算します。

※3 初診日から5年以内に病気やけがが治り、障害厚生年金を受けられるよりも軽い障害が残ったときは障害手当金（一時金）が受け取れます。



**在職中に大腸がんになり、人工肛門を造設し、かつ、新膀胱を造設した58歳のDさんの場合**

Dさんは、現在は療養のため退職していますが、初診日が厚生年金加入中であつたため、障害基礎年金と障害厚生年金、そして妻がいるので配偶者の加給年金額も受給しています。

## 障害年金の受給手続きについて

障害年金の認定を受けるには、年金請求書等とともに障害の状態等を示す医師の診断書(所定の様式あり)を提出する必要があります。自分が障害年金の認定を受けられる状態かどうか、まずは医師に相談してみましょう。

### 障害認定日による請求

障害認定日とは、障害の状態を定める日のこと。通常は、初診日から1年6か月を過ぎた日ですが、それ以前に治った場合、症状が固定した場合は、特例でその日を認定日とします。

年金請求書や必要書類は、認定日以降いつでも提出できます。数か月遅れても、年金そのものは認定日にさかのぼって受給できます。ただし、5年たつと5年より前については時効になるので注意してください。

### 特例

初診日から1年6か月たっていないなくても認定日とみなされるのは、次のようなケースです。

- 手足を切断した日。心臓ペースメーカーの装着、人工関節のそう入置換などをおこなった日。
- 人工透析療法をおこなっている場合は、透析を初めて受けた日から3か月経過した日。
- 在宅酸素療法をおこなっている場合は、在宅酸素療法を開始した日など。

### 事後重症による請求

- 障害認定日に、一定の障害の状態になっていなかったとしても、その後、症状が悪化し、一定の障害状態になったときには、請求日の翌月から障害年金を受給できます。ただし、年金請求書等一式は65歳の誕生日の前々日までに提出する必要があります。
- 事後重症については、障害認定日にさかのぼっての受給はできないので、早めに手続きをしましょう。

### 注意点

- 障害認定日請求のために…初診日がいつかを把握する必要があります。カルテの保存期間である5年を過ぎた場合などは、お薬手帳や病院の領収書などで初診日が判明する場合があります。病気やけがの診断の記録は保存しておきましょう。
- 保険料の納付要件があります。
  - ・ 初診日の前日において、初診日の前々月までの公的年金に加入しなければならない期間のうち、国民年金の保険料の納付済期間(厚生年金や共済年金の加入期間を含む)と免除期間を合わせて3分の2以上ある。
  - ・ ただし、特例で初診日が令和8年4月1日前で、初診時に65歳未満(65歳の誕生日の前々日)であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよい。

## 障害年金 Q&A



**障害年金は、もらい始めたら一生受給できる?**

Q

受給後も各種書類の提出が必要な場合があります。たとえば、障害の内容によっては、受給開始後に障害の状態が変わり、それとともに等級が変わることがあります。そのため、何年かに一度、障害の状態を示す障害状態確認届(医師による所定の様式の診断書)の提出が必要になります。



**自治体の身体障害手帳を持っているが、障害年金はもらえる?**

Q

身体障害手帳の障害の等級と障害年金の等級は、認定基準が別のもので、かならずしも一致するとは限りません。そのため、身体障害手帳などがあっても、障害年金を受給するには、所定の手続きが必要です。



**65歳になったら、老齢年金ももらえる?**

Q

65歳になるまでは、老齢年金と障害年金を同時に受給することはできません。65歳以降は障害基礎年金と老齢厚生年金の組み合わせも可能ですが「年金受給選択申出書」を提出することになります。

